

**FAX.095-825-1490にて申請してください。**  
 特設ホームページ(<https://www.nagasaki-city-premium.com>)でも申請いただけます。



令和2年 月 日

**長崎市『地元で使おう』商品券使用店舗登録申請書兼誓約書**

長崎市『地元で使おう』商品券事務局 宛

下記事項について遵守すること及び記載した内容に虚偽がないことを誓約し、使用店舗の登録を申請します。	<b>署名</b> (代表者名)	
---	---------------------	--

- 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- 商品券の再販・再流通を致しません。
- 商品券の偽造・悪用・濫用を致しません。
- 商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- 商品券の使用期間中は使用店舗として事業に参加し、真にやむを得ない限り途中辞退はしません。
- 商品券の取扱い、使用店舗の責務のほか募集要項に記載している内容に同意し、遵守します。
- 商品券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 商品券の取扱いに関して主催者からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(特設HP・パンフレットに掲載)について同意します。
- 登録する店舗は『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある営業(パチンコ、麻雀を行なう者)、『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者』ではありません。

**事業者情報**

法人・個人 (いずれかに○)	事業所名	フリガナ		
代表者役職	代表者名	連絡担当者名		
所在地	〒 -			
TEL	-	FAX	-	-

**店舗情報**

店舗名(店舗一覧掲載用名称)	フリガナ			
所在地	〒 - 長崎市	店舗担当者名		
TEL	-	FAX	-	-
業種 (数字に○をつけてください)	1. スーパー、コンビニ、食料品 2. 衣類、寝具 3. 家具、建具等 4. 家電製品 5. 宝飾品、かばん、革製品 6. 時計、眼鏡 7. 化粧品、医薬品 8. 運輸、通信 9. 自動車、自転車販売修理 10. 玩具、娯楽用品 11. 住宅関連 12. 娯楽、レジャー 13. 飲食店 14. 理容美容店等 15. 教養、教育 16. 旅館、ホテル等 17. 雑貨店 18. 病院、診療所、薬局等 19. その他( )			

**振込先口座(通帳見開きに記載の口座名義のとおりに入記してください)**

振込方法(いずれかに○)	1. 複数店舗一括精算		2. 単独店舗精算	
金融機関名	金融機関コード			
支店名	支店コード			
預金種類(いずれかに○)	普通・当座	口座番号		
口座名義	フリガナ			

**プレミアム付  
長崎市『地元で使おう』商品券  
使用店舗募集のご案内**

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や3密の回避などにより落ち込んだ地元事業者の売上を下支えするとともに、特別定額給付金の地元長崎での使用を促すことを目的として、プレミアム付商品券を販売します。  
 このたび、商品券が使用できる店舗(使用店舗)を募集しますので、ぜひご登録ください。

**商品券使用可能期間**

令和2年 8月21日(金) ~ 令和3年 1月5日(火)



最大 発行総額  
**15億**  
9000万円

登録料  
**無料**


換金  
手数料  
**無料**

主催/長崎市商店街連合会(事務局:長崎商工会議所内)  
 協力/長崎市北部商工会、長崎南商工会、東長崎商工会

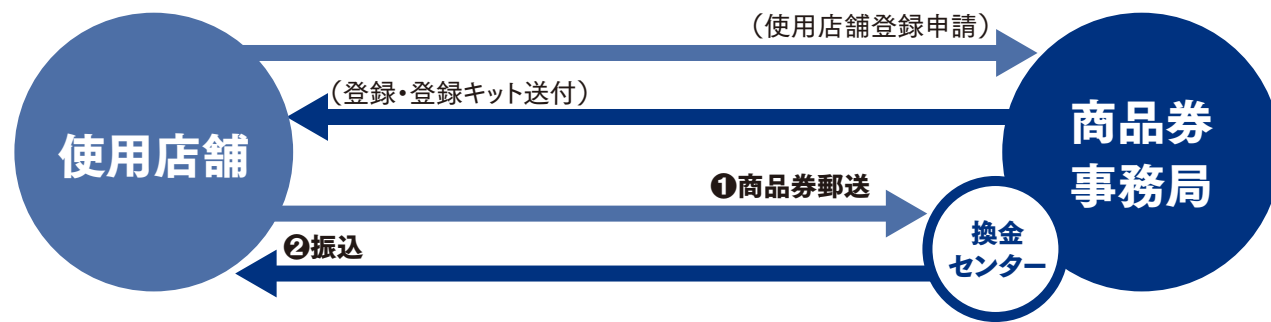
## 長崎市『地元で使おう』商品券の概要

名称	長崎市『地元で使おう』商品券
主催者	長崎市商店街連合会
発行総額(最大)	15億9,000万円
購入対象者	長崎市民
商品券の構成	下記商品券を1冊10,000円、一人当たり2冊まで販売、購入申込多数の場合は抽選
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎飲食店限定商品券 プレミアム率30% <b>13,000円分</b>(500円×26枚) 発行冊数 30,000冊</li> <li>◎共通商品券 プレミアム率20% <b>12,000円分</b>(500円×24枚) 発行冊数100,000冊</li> </ul>

## 使用店舗登録方法

登録方法	<p><b>①ホームページから登録する</b> 特設ホームページ内の店舗登録フォームよりお願いします。 URL <a href="https://www.nagasaki-city-premium.com">https://www.nagasaki-city-premium.com</a></p> <p><b>スムーズに登録可能!</b></p> 
登録期間	<p><b>◎1次締切…令和2年6月24日(水)から7月22日(水)</b> ※上記の期間に登録申請した店舗は、商品券販売時に配布する使用店舗一覧に掲載します。</p> <p><b>◎最終締切…令和2年11月30日(月)</b> ※商品券販売時に配布する使用店舗一覧には掲載されませんが、特設ホームページ内の使用店舗一覧には随時掲載します。</p>
備考	<p>①申請のあった店舗については、申請内容を審査のうえ、使用店舗として登録します。</p> <p>②複数の店舗を申し込む場合は、店舗ごとの申請が必要です。特設ホームページの登録フォームで申請するほか、本チラシの「申請書」をコピー又は特設ホームページからダウンロードして使用してください。</p> <p>③登録された店舗には、後日、ポスター、ステッカー、換金依頼書、換金用封筒等の使用店舗登録キットを店舗住所へお送りいたします。</p>

## 換金方法



換金受付期間	令和2年8月21日(金)～令和3年1月20日(水)
換金方法	<p>物品の販売又はサービスの提供などの取引において商品券を受け取った使用店舗は、下記の通り換金の手続きが必要です。換金手数料はかかりません。</p> <p><b>①登録キット内の、専用の換金用封筒に商品券及び換金依頼書を同封し下記まで郵送してください。</b> 〒170-8790 東京都豊島区東池袋3-23-14 ダイハツ・ニッセイ池袋ビル8階 <b>株式会社JTBビジネスネットワーク内</b> <b>長崎市『地元で使おう』商品券事務局 行</b></p> <p>※商品券の半券(使用店舗控え部分)は切り取って、振込入金を確認するまで大切に保管してください。使用店舗控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご注意ください。</p> <p><b>②商品券額面金額を登録した指定口座に振り込みます。</b> 振込手数料は事務局が負担します。</p>
換金締切日	換金サイクルは10日ごとに月3回です。締め日は換金センター到着日を基準とします。振込日が土日祝にあたる場合は翌営業日に振り込みます。

## 使用店舗募集要項

申込資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎長崎市内に事業所・店舗等を有する者</li> <li>◎長崎市内の店舗等において商品券の使用を制限できる者</li> <li>◎上記のいずれも満たし、かつ(1)～(8)に該当しない事業者であること</li> </ul> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある営業(パチンコ、麻雀)を行なう者</p> <p>(2) 刑法(昭和40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定している者(役員または使用人を含む)</p> <p>(3) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下『暴力団対策法』という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下『暴力団員』をいう。)であると認められる者</p> <p>(4) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者</p> <p>(5) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用しているとき</p> <p>(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき</p> <p>(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</p> <p>(8) 上記のほか、対象外とすることが適当であると認められた者</p>
登録料	無料
対象品目	原則として下記を除く使用店舗のすべての商品、サービスの支払に使用可能です。 次の(1)～(9)に該当する物は、商品券の使用対象外とします。
対象外品目	<p>(1) 出資や債務、税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等の支払い</p> <p>(2) 有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入</p> <p>(3) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入(電子たばこを含む)</p> <p>(4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入</p> <p>(5) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い</p> <p>(6) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和3年1月5日を超えるもの</p> <p>(7) 現金との換金、金融機関への預け入れ</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある営業(パチンコ、麻雀)に要する支払い</p> <p>(9) その他、主催者が適当と認めないもの</p>
取扱い厳守事項	<p>(1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。</p> <p>(2) 商品券と現金の交換は禁止しています。</p> <p>(3) 商品券額面金額以下の使用の場合であってもお釣りは渡さないでください。</p> <p>(4) 不足分は現金等で受け取ってください。</p> <p>(5) 商品返品の際の返金はできません。</p> <p>(6) セール等では使用できないなど、独自の使用制限はしないでください。</p> <p>(7) 商品券の保管にあたっては、折ったり破ったりしないようご注意ください。</p> <p>(8) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。</p> <p>(9) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、主催者は責を負いません。 ※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。</p> <p>(10) 商品券の交換又は売買はできません。</p> <p>(11) 新しい生活様式への対応をお願いします。</p>

## 使用店舗の取消等について

使用店舗募集要項に違反する行為が認められた場合、換金を停止するとともに使用店舗の承認を取り消すことがあります。なお、違反により損害が発生した際は、その額を負担していただくことがあります。

## お問い合わせ先

長崎市『地元で使おう』商品券コールセンター

TEL.095-824-2423

【受付時間】 10時～17時(土・日・祝・12月29日～1月3日を除く)

【特設ホームページアドレス】 <https://www.nagasaki-city-premium.com>

